

令和7年度 第9-2号  
滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託

入札説明書

令和7年4月

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

## 目次

1 入札に付する事項 .....	2
2 入札参加者に必要な資格等 .....	2
3 入札および開札 .....	2
4 入札保証金 .....	4
5 無効の入札書および提案書 .....	4
6 入札および提案に係る留意事項等 .....	4
7 落札者の決定 .....	5
8 契約保証金 .....	5
9 契約書の作成 .....	5
10 その他必要事項 .....	6

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）、本件調達に関する入札公告のほか、本県が発注する特例政令の適用対象となる調達契約に関し、総合評価方式一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達案件の名称

令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託

### (2) 調達案件の内容

滋賀県防災アプリ開発および運用保守に係る業務

詳細は、別記「令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

### (3) 業務委託期間

契約締結の日から令和13年3月31日まで

### (4) 予定価格

金 55,869,000円（消費税および地方消費税を含む。）

## 2 入札参加者に必要な資格等

ア 令第167条の4〔注1〕の規定に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則第195条の2〔注2〕各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

エ 入札参加者に必要な資格等（令和7年滋賀県告示第20号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または下記に示す場所に資格審査の申請を行うこと。申請は、随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によっては当該入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 電話 077-528-4314

オ 平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体において防災アプリの開発および運用保守業務を、元請として受託した実績を有すること。なお、アプリ開発業務については、本件調達の公告日において完了しているものに限る。

## 3 入札および開札

(1) 本件入札は、総合評価一般競争入札方式によるため、入札参加者またはその代理人は、入札書とともに募集要項に基づく提案書を提出しなければならない。

(2) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および「令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託契約書（案）」（以下、「契約書（案）」という。）を熟覧の上、入札書および提

案書の提出をしなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、募集要項6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札書および提案書の提出後、仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (3) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式1による「入札書」および募集要項3(1)イに規定する提案書を併せて直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。直接提出する場合においては、入札書および提案書は別々に封筒に入れ、それぞれを密封し、かつ、そのそれぞれの封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）を朱書し、さらに、入札書については「滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託に係る入札書在中」、提案書については「滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託に係る提案書在中」と朱書するものとする。

郵便により提出する場合においては、入札書および提案書は別々に封筒に入れてそれぞれを密封し、直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、入札書の封皮には「滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託に係る入札書在中」、提案書の封皮には「滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託に係る提案書在中」と朱書し、二重封筒により、書留郵便で提出するものとする。

なお、テレックス、電報、ファクシミリおよび電子メールによる入札は認めない。

(様式1 入札書)

ア 入札金額

イ 入札の目的（契約名）

ウ 契約期間

エ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）。ただし、代理人が入札する場合は、委任状（様式9または様式10）の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印。

- (4) 入札書および提案書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 入札書および提案書の提出の場所および期間は、募集要項2(7)のとおり。
- (6) 代理人が入札書および提案書を提出する場合にあっては、入札前に入札権限に関する委任状（様式9または様式10）を提出しなければならない。
- (7) 入札参加者またはその代理人は、入札書および提案書の記載事項を訂正する場合（入札価格の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印をしておかななければならない。
- (8) 入札参加者またはその代理人は、提出後に、提出した入札書および提案書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (9) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の行動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
- (10) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、仕様書に定める業務の実施に係る一切の経費を見込んで金額を見積もるものとする。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札参加者またはその代理人は、代金の請求方法、請求時期等の契約条件を契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

(12) 開札の日時および場所は、募集要項2(9)のとおり。

なお、本件調達には総合評価一般競争入札によるため、開札後、直ちに落札者を決定することはない。

(13) 開札は、入札参加者またはその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(14) 開札を行う室（以下「執行室」という。）には、(13)の立ち会いをする者ならびに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入室することができない。

(15) 入札参加者またはその代理人は、開札開始時刻後においては、当該執行室に入室することができない。

(16) 入札参加者またはその代理人は、当該執行室に入室しようとするときは入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書および身分証明書を提示し、またはその写しを提出しなければならない。なお、代理人が入室する場合にあっては、(6)における代理人と異なる場合は、委任状(様式9または様式10)を提出しなければならない。

(17) 入札参加者またはその代理人は、開札中において特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。

(18) 開札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。

ア 当該執行室へ出入りした者

イ 私語、放言等をした者

ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者

エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者

オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者

(19) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。

#### 4 入札保証金

滋賀県財務規則第202条[注3]第1項第3号の規定に基づき、入札保証金の全部を免除する。

#### 5 無効の入札書および提案書

入札書および提案書で、次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書および提案書

(2) 委任状を提出しない代理人の提出した入札書および提案書

(3) 入札参加資格者またはその代理人が同一目的の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書および提案書

(4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書および提案書

(5) 金額、氏名、押印その他記載要件の確認ができない入札書

(6) 記載金額を加除訂正した入札書

(7) 虚偽の申請を行った者のした入札書および提案書

(8) その他入札に関する条件に違反した入札書および提案書

#### 6 入札および提案に係る留意事項等

入札および提案においては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 入札説明書および募集要項に規定する事項を遵守すること。また、円滑な事務のため、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室が指示する事項に従うこと。
- (2) 提案内容等について、競争を制限する目的で、他の入札参加者といかなる相談、連絡も行わず、独自に提案内容等を定めなければならない。
- (3) 落札者決定後において、募集要項および仕様書の内容に関する不明または錯誤等を理由に、異議の申立または提案内容の変更申出を行うことはできない。
- (4) 提出書類の作成等に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

## 7 落札者の決定

### (1) 落札者決定方法および評価基準

落札者の決定に当たっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、別紙「滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託に係る落札者決定基準」に基づき、提出された提案書等をもとにその内容を勘案し、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

### (2) 落札者の通知

落札結果については、すべての入札参加者に次の事項を速やかに通知する。また、落札者等について、特例政令第12条により滋賀県公報において公示する。

- ア 落札者名および落札金額
- イ 入札参加者の名称
- ウ 各入札参加者の入札価格
- エ 各入札参加者の評価点

### (3) 非落札者への理由説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、(2)の通知の日から7日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）以内に書面により契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求められた日から7日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）以内に書面により回答する。

## 8 契約保証金

滋賀県財務規則第230条〔注4〕第1項第3号の規定に基づき、契約保証金の全部を免除する。

## 9 契約書の作成

- (1) 落札者の決定により契約の相手方が決定したときは、速やかに契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

## 10 その他必要事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札説明書、仕様書、契約条項等の交付日時および場所は、募集要項2(3)のとおり。
- (3) 入札説明会の日時および場所は、募集要項2(4)のとおり。
- (4) 本件調達に関する問い合わせ先は、募集要項6のとおり。
- (5) 仕様書およびこれに付属する資料については、本件入札に関する事務のためにのみ使用することとするとともに、その範囲内においてのみ複製ができるものとする。  
また、これら資料等の使用期間中の取扱いについては十分注意することとし、情報の流出がないよう確実に管理を行うこと。
- (6) 本件入札後は、仕様書、これに付属する資料およびこれらの複製物について、情報の流出がないよう確実に廃棄すること。
- (7) 本件に関する機器および物品等の調達にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）に配慮すること。
- (8) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (9) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (10) 技術評価資料に基づき評価した技術は、契約書または契約書を構成する文書に、その内容を記載するものとする。

(参考：法令等の抜粋)

[注1]

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項[注6]の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

[注2]

—滋賀県財務規則—

(一般競争入札参加の資格)

第195条の2 知事は、令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者のほか、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）（同法第9条に規定する指定暴力団員を除く。）
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者（防止法第32条第1項第2号に該当する者を除く。）
- (4) 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人（防止法第32条第1項第3号に該当する者を除く。）
- (5) 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

- (6) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人（防止法第32条第1項第4号に該当する者を除く。）

[注3]

—滋賀県財務規則—

（入札保証金の納付の免除）

第202条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関または公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約保証の予約をしたとき。
- (3) 入札に付す場合において、令第167条の5第1項[注7]の規定により知事が定めた資格を有する者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 入札に参加しようとする者が、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）または他の地方公共団体であるとき。
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業に係る入札を行おうとするとき。

[注4]

—滋賀県財務規則—

（契約保証金の納付の免除）

第230条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5第1項[注7]の規定により知事が定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、もしくは令第167条の11第2項の規定により知事が定めた資格を有する者による指名競争入札に付し、または随意契約による場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
- (6) 国（公社、公団および独立行政法人を含む。）または他の地方公共団体と契約するとき。
- (7) 不動産の買入れまたは不動産もしくは物品の借入れもしくは交換をする契約を締結するとき。
- (8) 放送、広告、調査、試験、研究、評価、訴訟等を委託する契約を締結するとき。
- (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業を実施するために新たに設立された法人と当該事業の実施に係る契約を締結する場合において、当該法人がその出資者を当該契約の履行を保証する保証人に立てたとき。

[注5]

—滋賀県財務規則—

(契約保証金)

第228条 令第167条の16第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。

2 一定期間継続してする物または役務の給付について単価を定める契約をした場合における前項の契約金額は、購入等の予定数量に単価を乗じて得た額とする。

3 第1項に規定する契約保証金の納付は、令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により、国債、地方債および次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

(1) 第201条第2項各号に掲げる担保

(2) 保証事業会社の保証

4 契約担当者は、第1項に規定する契約保証金（前項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させる担保を含む。以下この章において同じ。）を契約の確定と同時に納付させるものとする。

[注6]

—地方自治法—

(契約の履行の確保)

第234条の2第1項 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

[注7]

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の5第1項 普通地方公共団体の長は、前条[注1]に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

[注8]

—地方自治法施行令—

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項[注7]の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

[注9]

—滋賀県財務規則—

(入札の無効)

第199条 一般競争入札における次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (4) 談合その他の不正の行為があつたと認められる入札
- (5) 第201条の入札保証金を納めない者または納めた入札保証金の額が不足する者のした入札
- (6) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印（電子入札にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）および当該電子署名に係る電子証明書（入札に参加する者または県の機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。））その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

別 記

令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託提案募集要項

目 次

1 業務の概要 .....	1
2 入札執行の概要および日程 .....	1
3 提出書類 .....	3
4 提案書記載事項 .....	5
5 契約等に関する事項 .....	7
6 当該調達に関する問い合わせ先ならびに入札書および提案書等の提出先 .....	7

## 1 業務の概要

令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託（以下「本業務」という。）の概要について、以下に示す。

### (1) 背景と目的

滋賀県では、これまで、水防および砂防に関する情報は、情報発信サイト（滋賀県土木防災情報システム）により公開するとともに、「しらしが」を活用しメール・LINEにより県民へ通知してきた。また、併せて、水害リスクの自分事化を進める「マイ・タイムライン」の取組を進めてきたところである。

近年、全国的に水害が激甚化・頻発化しており、滋賀県においても、大規模水害の発生が懸念されており、更なる防災情報の活用、水害リスクの自分事化の推進が求められている。

大規模水害時に適切な避難行動ができるようデジタル・マイ・タイムラインの機能を有したスマートフォン向けアプリケーションの開発を行い、運用することを目的とする。

### (2) 業務の期間

アプリケーションの開発・導入	契約締結の日から令和8年3月19日まで
アプリケーションの運用保守	令和8年3月20日から令和13年3月31日まで

なお、契約書の構成および契約の期間等については、「5 契約等に関する事項」を参照のこと。

### (3) 業務内容および要求仕様

詳細は、別紙「令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に本業務に係る要求事項として、契約期間内の全体的な要件をまとめている。

本業務の契約を希望し入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書に示されている要件を十分理解し、提案を行うこととする。

## 2 入札執行の概要および日程

### (1) 総合評価方式入札の目的

より優れた知識、技術等により、安全で安定的に、かつ効率的に滋賀県防災アプリを構築、提供および運用・保守を行うことができる事業者を選定することを目的とする。

### (2) 担当所属

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室（所在地、連絡先等は6のとおり）

### (3) 入札説明書、仕様書、契約条項等の交付方法

ア 交付期間 令和7年6月10日（火）から令和7年7月10日（木）まで（土曜日および日曜日を除く。）

#### イ 交付方法

県ホームページからダウンロードする方法により交付する。なお、これ以外の方法での交付は行わない。

県ホームページトップページ、事業者の方、入札・売却・指定管理、公告一覧（物品・委託・役務）、記事一覧から、「一般競争入札（総合評価方式）の公告（令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託）」を選択してページ遷移し、「16 関係書類」からダウンロードする。

### (4) 入札説明会

入札説明会は行わない。

### (5) 入札参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、様式 11「入札参加資格確認申請書」に、入札説明書 2 オの実績を有することを証する書類を添付して、6に示す場所に提出しなければならない。このとき、確認事項に関して説明を求められることがあるので、補足資料により完全な説明を行うこと。

ア 申請提出期限

持参の場合は、令和 7 年 6 月 25 日（水）正午までとし、受付は、土曜日および日曜日を除く日の 9 時から 17 時まで（正午から 13 時までを除く。）とする。

郵送の場合も、令和 7 年 6 月 25 日（水）正午必着とする。

なお当該入札参加資格の確認は、2(6)に定める「質問」または 2(7)に定める「入札書および提案書の提出」のうち最初に行おうとするものの実行日までに、受けなければならない。

確認をした場合には、後日、「入札参加資格審査結果通知書」を交付する。

(6) 質問および回答

本件入札に関する質問については、以下の方法により、受付および回答を行うこととする。

ア 質問方法

「質問票」（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールの方法にて 6 に示す場所へ提出すること。なお、その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

イ 受付期限

令和 7 年 7 月 3 日（木）正午までとする。

ウ 回答方法

質問があった場合には、質問を受理した日から 5 日（土曜日および日曜日を除く。）以内に、質問者へ電子メールで回答する。なお、質問内容および回答については、入札参加資格確認申請書を提出した者全てに対して電子メールで提供する。

(7) 提案書の提出期間および場所

入札参加者は、下記により提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限

令和 7 年 7 月 10 日（木）正午までとする。

（郵便の場合も、令和 7 年 7 月 10 日（木）正午までに必着のこと。）

イ 提出場所および提出方法

6 に示す場所に直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、提案書については、入札説明書の 3(3)の方法により必ず封筒に入れておくこと。

ウ 提出書類

3 に定める書類とする。

なお、書類の提出は、参加資格者の代表者、または入札参加資格登録申請の際、県との取引を営業所等に委任している場合には、当該委任先の営業所等の長によるものとする。

(8) 入札書の提出期間および場所

入札参加者は、下記により入札書を提出しなければならない。

ア 提出期限

令和 7 年 7 月 10 日（木）正午までとする。

（郵便の場合も、令和 7 年 7 月 10 日（木）正午までに必着のこと。）

イ 提出場所および提出方法

6 に示す場所に直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、入札書については、入札説明書の3(3)の方法により必ず封筒に入れておくこと。

ウ 提出書類

3に定める書類とする。

なお、書類の提出は、参加資格者の代表者、または入札参加資格登録申請の際、県との取引を営業所等に委任している場合には、当該委任先の営業所等の長によるものとする。

(9) 開札の日時および場所

ア 日時 令和7年7月11日(金) 10時

イ 場所 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

(10) 書面による評価

入札書および提案書について、別紙「滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託にかかる落札者決定基準」に基づき、書面による評価を行う。

(11) 対面による評価

提案内容の評価にあたり、対面による評価は行わない。

(12) 落札者の決定および発表

入札説明書の7のとおり。

3 提出書類

(1) 提出書類および提出部数

ア 入札書

(入札書の提出方法の詳細は入札説明書3(3)のとおり。)

項番	書類名	備考	様式 番号	提出 部数	電子 媒体
1	入札書	入札金額には消費税 および地方消費税は 含めないこと	1	1	
2	業務費内訳表		2	1	

イ 提案書

(提案書の提出方法の詳細は入札説明書3(3)のとおり。)

業務内容に関する書類

項番	書類名	備考	様式 番号	提出 部数	電子 媒体
1	提案書鑑	正本には押印を行うこと	3	正1 副10	
2	提出書類一覧表		4	11	
3	評価・提案項目一覧表		5	11	○
4	実施方針		6	11	○
5	技術提案		7	11	○
6	実績確認表		8	11	○

ウ 委任状

項番	書類名	備考	様式 番号	提出 部数	電子 媒体
----	-----	----	----------	----------	----------

1	委任状（復代理人の選定が予定される場合）	入札参加者本人以外が入札書および提案書を提出する場合	9	1	
2	委任状（復代理人の選定が予定されない場合）	同上	10	1	

## エ 事前に提出を要する書類

項番	書類名	備考	様式番号	提出部数	電子媒体
1	入札参加資格確認申請書	詳細は2(5)を参照のこと	11	1	
2	業務実績を証明する書類	入札説明書2(1)オを参照のこと	任意	1	○

### (2) 提出書類の作成方法等

提案書類は以下の内容とし、提出する印刷物の数量は3(1)の提出部数のとおりとし、電子媒体の数量は1部とする。

#### ア 印刷物

- ・ 用紙サイズはA4版とする。ただし、図面等で止むを得ない場合に限りA3版用紙を使用してもよいが、提出時は折り込み、A4サイズに統一し提出すること。
- ・ 表記は全て日本語とする。ただし、技術名や機器の種別、機器名等に関する表記についてはこの限りではない。
- ・ 複数枚になる書類については両面印刷を極力行い、省資源化に努めること。

#### イ 電子媒体

- ・ (1)の提出書類のうち「電子媒体」欄に○印のある書類については、印刷物のほか、全ての原稿データと、当該データより生成されたPDF形式のファイルをCD-R（ISO9660に準拠したファイルシステムとすること。）に保存し、提出すること。
- ・ 原稿データは、Microsoft Office 2016以降（Word、ExcelまたはPowerPoint）のデータ形式（.docx、.xlsx、.pptx）であること。図表等をこれら以外で作成した場合は、前述のソフトウェアで作成したものに貼付等を行い、作成したソフトに依存せず使用できるようにすること。
- ・ ラベルには、件名「令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託」、入札参加者名、提出年月日を記載すること。また、複数に分かれる場合は総数と番号を付与すること。
- ・ 保存時のディレクトリ構成、ファイル名等は特に規定しないが、目的のファイルを簡易に識別できるよう配慮すること。また、構成、ファイル名の注釈を記載したテキストファイルを保存すること。

### (3) 提出された提案書の取扱い

#### ア 提案の採否にかかわらず、提出書類は返却しない。

また、提出書類は非公開とする。ただし、法律に基づく要請等があった場合は、この限りではない。

### (4) 提案書の著作権

評価の結果にかかわらず、提出された提案書類の著作権は作成した入札参加者に帰属するものとする。また、県は無断で使用しないものとする。ただし、本件審査および付随する事務作業等にお

いて滋賀県が必要と認める場合は、その範囲内において入札参加者の許可なく複製を作成し、また無償で使用できるものとする。

#### 4 提案書記載事項

##### ア 業務提案書

業務提案書に記載する内容は、様式5「評価・提案項目一覧表」に示す各項目について、具体的な実現方法等を記載することとし、これらの項目に対して記載がない場合、または記載頁が不明な場合は、失格となるので注意すること。

業務提案書の表記は全て日本語とすること。ただし、技術名や機器の種別、機器名等に関する表記についてはこの限りではない。また、表記の修正は、削除箇所は二線で抹消、追加箇所は朱書きしたうえで、当該修正箇所に提案書鑑正本と同じ押印を行うこと。

##### イ 様式5「評価・提案項目一覧表」

各項目について、業務提案書への記載箇所（ページ、項目番号等）を記載すること。

各提案項目における評価の視点、加算点数は、様式5「評価・提案項目一覧表」のとおり。

##### ウ 様式6「実施方針」

業務内容に応じて、以下の視点から実施方針について評価を行い、その評価点を加算点として与える。

###### ○業務内容の理解度

- ・本仕様書の内容を踏まえ、開発するアプリケーションの概要、特徴、機能等の具体的な適用内容を示すこと。
- ・機能要件である「位置情報の取得」における課題と解決策を示すこと。

###### ○業務工程の実現性

- ・業務工程が業務量、業務内容に即しており、具体的な業務工程を示すこと。

##### エ 様式7「技術提案」

業務内容に応じて、以下の視点から着目点に対する技術提案について評価を行い、その評価点を加算点として与える。

本業務において求める「着目点に対する技術提案」は以下のとおり。

視点	着目点
マイ・タイムライン作成	本仕様書の内容、デジタル・マイ・タイムライン作成の手引き（案）の内容を踏まえ、マイ・タイムラインのアプリ入力内容、入力手順、留意すべき事項を示すこと。
	本仕様書の内容を踏まえ、マイ・タイムラインの訓練機能において、搭載予定の機能を示すとともに、「訓練に参加したくなる工夫」、「訓練の実施状況や効果を評価するための工夫」について示すこと。
操作性・ユーザビリティ	ユニバーサルデザインによるデジタルデバイドの解消に向けた対応について、幅広い年代の利用者を想定した具体的な対応手法およびその直感的な操作が可能な画面イメージを示すこと。
	直感的で使いやすいUIデザインの検討、県職員で構成するUI検討部会

	との連携について、それぞれ具体的な対応手法を示すこと。
--	-----------------------------

オ 様式8「実績確認表」

①配置予定技術者の実績

平成 27 年4月1日以降に、国、地方公共団体においてアプリ開発および運用保守業務を元請として受託した業務のうち、発注者が定める要件を満たす業務「以下、実績業務：という。」において、プロジェクトリーダーとして従事した実績を有する者を、当該業務において、プロジェクトリーダーとして配置する場合、評価を行い、その評価点を加算点として与える。実績業務は、本件調達の公告日において完了しているものに限る。

なお、実績を有することを証する書類として、契約図書（契約書、仕様書）、業務内容が確認できるもの、プロジェクトリーダーとして従事することを示した業務計画書等の発注者に提出した書類をあわせて提出するものとする。

同種・類似業務については、以下のとおり指定する。

「配置予定技術者の実績」として求める類似業務の実績	防災アプリを開発した業務
「配置予定技術者の実績」として求める同種業務の実績	マイ・タイムライン作成機能を有する防災アプリを開発した業務

②企業の実績

平成 27 年4月1日以降に、国、地方公共団体においてアプリ開発および運用保守業務を元請として受託した業務のうち、発注者が定める要件を満たす業務「以下、実績業務：という。」の実績を有する場合、評価を行い、その評価点を加算点として与える。実績業務は、本件調達の公告日において完了しているものに限る。

なお、実績を有することを証する書類として、契約図書（契約書、仕様書）、業務内容が確認できるものを提出するものとする。

同種・類似業務については、以下のとおり指定する。

「企業の実績」として求める類似業務の実績	防災アプリを開発した業務
「企業の実績」として求める同種業務の実績	マイ・タイムライン作成機能を有する防災アプリを開発した業務

③CO2削減への取組

企業としてCO2削減への取組を実施している場合、評価を行い、その評価点を加算点として与える。

CO2削減事例：カーボンクレジットの導入、電力の再生可能エネルギー化、開発機器の省電力化など

カ その他（仕様書の要求項目※）

様式6「実施方針」および様式7「技術提案」における仕様書の要求項目は、以下のとおりとする。

「令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託仕様書 3.機能要件」に示す項目

※仕様書の要求項目：令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託に係る落札者決定基準 6. (3)で示すもの

**5 契約等に関する事項**

(1) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日

アプリケーションの開発・導入：契約締結日から令和8年3月19日

アプリケーションの運用保守：令和8年3月20日から令和13年3月31日

(2) 契約書に関する事項

令和7年度 第9-2号 滋賀県防災アプリ開発および運用保守業務委託契約書のとおり。

**6 当該調達に関する問い合わせ先ならびに入札書および提案書等の提出先**

契約に関する事務を担当する所属の名称・所在地

機 関 名： 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

郵便番号： 520-8577

所 在 地： 大津市京町四丁目1-1

電話番号： 077-528-4152

メールアドレス： ryuiki@pref.shiga.lg.jp

担 当 者： 清水、津崎